

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

<洪水>

当市の洪水ハザードマップによると、当所が立地する地域においては、概ね 100 年～150 年に 1 回程度の大雨「計画規模降雨」の外水氾濫では、0.5～3.0m の浸水が想定されている。また、概ね 1000 年に 1 回程度の大雨「想定最大規模降雨」の外水氾濫では 3.0～5.0m の浸水が想定され、浸水の深さが 50cm 以上になってから 50cm を下回るまでの時間「浸水継続時間」は 12 時間～1 日と想定されている。また、当市では最大 10m の浸水、3 日以上 の浸水継続が想定されている地域がある。

<土砂災害>

当市の土砂災害ハザードマップによると、当所が立地する地域においては、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域ともに指定区域から除外されているが、当市北部地域等では土砂災害が生じる恐れがある。

<高潮>

当市の高潮ハザードマップによると、当市南部等では 5.0m 以上の浸水が想定されている地域があり、当所が立地する地域においても、0.5～3.0m の浸水が想定されている。

<海溝型（南海トラフ）地震>

当市の海溝型地震ハザードマップによると、規模（マグニチュード）8.0～9.0 クラスの地震が今後 30 年以内に 70%～80% の確率で発生するとされており、当市においては多くの地域において震度 6 弱以上が想定されている。

<内陸活断層型（山崎断層帯）地震>

当市の内陸活断層型地震ハザードマップによると、山崎断層帯（主部南東部）による規模（マグニチュード）7.3 程度の地震が今後 30 年以内にほぼ 0～0.01% の確率で発生すると想定され、当所が立地する地域をはじめ、多くの地域において最大で震度 7 が想定されている。なお、山崎断層帯（草谷断層）による規模（マグニチュード）6.7 程度の地震が今後 30 年以内に発生する確率はほぼ 0% とされている。

<液状化>

当市の液状化ハザードマップによると、海溝型地震及び内陸活断層型地震が発生すると当市南部等では「極めて高い」液状化危険度を示されている地域が多く、内陸活断層型地震では当所が立地する地域でも「高い」液状化危険度が示されている。

<津波>

当市の津波ハザードマップによると、当所が立地する地域においては、津波浸水想定区域からは除外されているが、当市南部等では最大 2.0～3.0m の浸水が想定されている地域がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、先般の新型コロナウイルス感染症のような国民の大部分が免疫を獲得していない未知の感染症が出現した場合、それらの全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(サイバー攻撃)

兵庫県によると、2021年12月に当市に本社を構える事業所において一部個人情報や企業情報が外部に流出する事案が発生しており、デジタル化の進展に伴ってサイバー空間をめぐる脅威は量的拡大・質的進化している中、ランサムウェアによる感染被害、サイバー攻撃による情報流出、マルウェアの新たな手口の出現により、今後も当市事業者において金銭的損失だけでなく、サプライチェーンへの影響が出る等、経営に直結するリスクが発生する恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 8,267 事業所
- ・小規模事業者数 5,254 事業所

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)	
商工業者	建設業	751	477	市内に広く分布している
	製造業	644	409	市内に広く分布している
	卸・小売業	2,039	1,296	市内に広く分布している
	飲食業	1,163	739	市内に広く分布している
	サービス業	3,670	2,333	市内に広く分布している
	計	8,267	5,254	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・総合防災マップの作成、各事業者への同冊子版の配布、WEB版の公開
- ・「加古川市防災ポータル」サイトによる情報発信等、多様な広報手段の整備
- ・地域防災計画の策定、総合防災訓練の実施
- ・防災、感染症対策備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・兵庫県BCP・BCM支援プログラムの周知
- ・兵庫県共済(協)等と連携しての各種損害保険や日本商工会議所保険商品への加入促進
- ・感染症状対策のための消毒液等備品の配置
- ・サイバー攻撃対策の周知
- ・サイバーセキュリティセミナーの開催

## II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分ではなく、保険・共済に対する助言できる当所経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

サイバー攻撃対策においては、攻撃を受けていることにも気づかず、知らぬ間に個人情報や抜き取られたり、システムへのアクセス制限がかけられ身代金を要求される等のケースもあるため、システムにウイルス対策ソフトを導入する、OS・ソフトウェアを最新の状態にしておく、パスワードは長く複雑にし、使い回さない等の対策の必要性を周知する等が継続的に必要である。

## III 目標

- ・小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症、サイバー攻撃等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が実施できるよう、市域内において感染者が発生した場合には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・発災後の復旧費用、運転資金の必要性に備えて、共済・保険の加入促進を行う。

### ○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	セミナー開催	策定目標（事業者数）	
				BCP	事業継続力強化計画
8,267	5,254	R 6	1	6	12
		R 7	2	7	12
		R 8	2	8	12
		R 9	2	8	15
		R10	2	8	15

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業者立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政支援の活用等）について紹介・説明する。（まずは会員事業者から取り掛かり、2年目からは会員事業者以外にも紹介・説明していく。）
- ・会報（毎月発行）や市広報、ホームページ（随時更新）等において、国の施策紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行い、当所屋外掲示板等にもBCP作成の必要性を訴求するポスターを設置する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行いながら、取組状況を随時確認する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・サイバー攻撃対策については、兵庫県警と連携したサイバーセキュリティセミナーを年1回は開催するタイミング等においてBCP策定の必要性を訴求するチラシ（約3,000部）を会員事業者等に配布するとともに、会報・市広報、ホームページ等や兵庫県（地域経済課）作成の動画を活用して、脅威や対策の必要性を周知し、あわせて日商保険商品やサイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の紹介を行う。

##### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

当所は、令和6年3月までに事業継続計画を作成予定。

##### 3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを年1回開催し、損害保険、生命保険及び傷害保険の紹介等を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）を会報で紹介等する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

##### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当所及び当市の担当部署間で、状況確認や改善点等について定期的に協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。  
(訓練は必要に応じて実施する。)

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で当市地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否報告を行う。  
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を当所と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業者の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における新型インフルエンザ等対策本部の設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、自主的な判断により出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

公共交通機関が不通の場合も上記と同様とする。

職員全員が被災する等により応急対策がとれない場合の役割分担を決める。

大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

(被害規模の目安)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・管内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・管内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・管内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・管内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

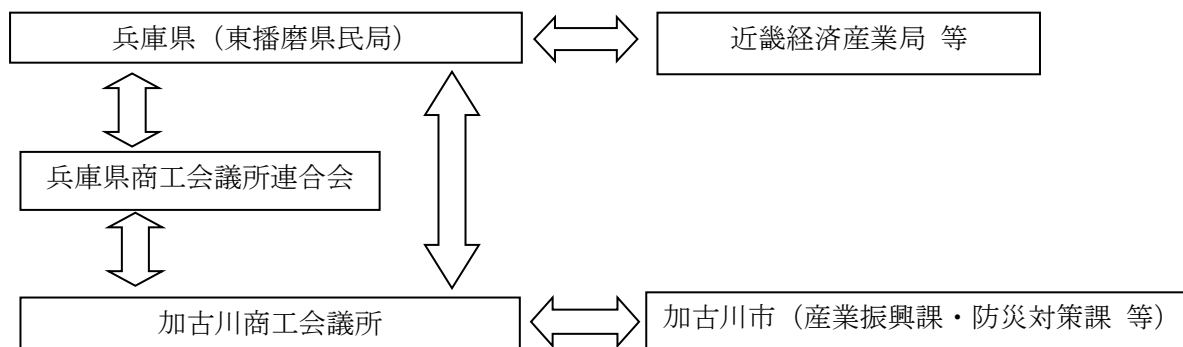
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、管内商工業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築していき、発災時には会員事業者等に近隣の被害状況を聞き取ったうえで、被災した事業者に電話、メール、SNS等の手段により連絡し、場合によっては訪問することで、個別の被害状況を調査する。同時に、会員事業者から寄せられた被害に関する情報とあわせて、災害報告用の「被害報告書」にとりまとめて、加古川市等に報告する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県（東播磨県民局）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や兵庫県からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県へ報告する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当所と当市が協議のうえ決定する（当所が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、兵庫県、当市等の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県、兵庫県商工会議所連合会等に相談する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

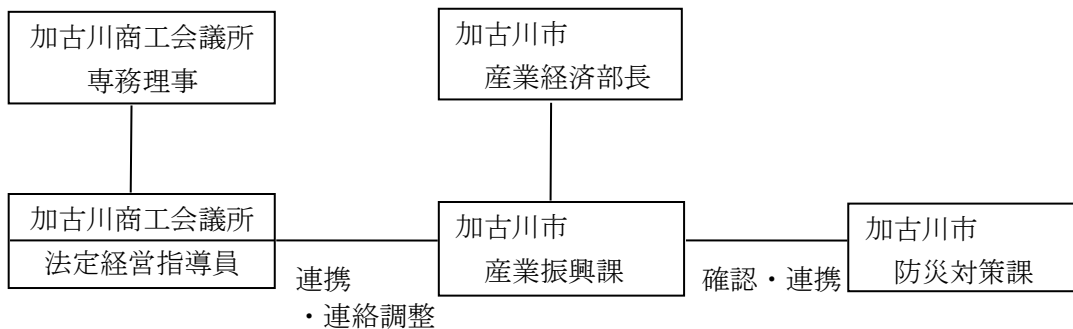
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 5 年 12 月現在)

(1) 実施体制 (加古川商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/加古川市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/加古川商工会議所と加古川市の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

佐藤 孝洋 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①加古川商工会議所 中小企業相談室

〒675-0064 兵庫県加古川市加古川町溝之口 800

TEL 079-424-3355 FAX 079-424-7157

E-Mail info@kakogawa-cci.or.jp

②加古川市 産業経済部 産業振興課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家 2000

TEL 079-427-9756 FAX 079-424-1373

E-Mail sangyo@city.kakogawa.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	310	260	280	280	300
セミナー開催費	80	80	80	80	80
パンフ・チラシ作成費	150	100	100	100	100
専門家派遣費	80	80	100	100	120

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、兵庫県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	